

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月7日
【計算期間】	第28期（自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日）
【ファンド名】	アバディーン日本成長株ファンド
【発行者名】	アバディーン投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 五生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【事務連絡者氏名】	渡瀬 久美子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号虎ノ門清和ビル
【電話番号】	03-4578-2211
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的

当ファンドは、日本株式を主要投資対象として、信託財産の成長をはかることを目的とします。

b. ファンドの特色

◇投資対象は全ての国内上場企業

企業の成長性に着目し、大型株から小型株まで幅広く投資機会を探ります。

◇トップダウン分析を参考にした、ボトムアップ・アプローチ*による個別銘柄分析

経済・市場の構造とその変化に注目するトップダウン分析を参考に、ボトムアップ・アプローチ*によるアクティブ運用を行います。企業訪問等を中心とした徹底した調査・分析に基づき個別銘柄を選別します。

*ボトムアップ・アプローチとは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を分析した結果で銘柄選択を行う運用手法のことです。

◇チーム・アプローチを重視

企業との面談、運用における分析、ポートフォリオの構築など全ての段階においてチームによるアプローチを重視しています。

◇バイ・アンド・ホールドが基本、低い売買回転率

長期的視野に立った運用を基本とし、運用コストを低減したポートフォリオの構築を行います。

◇独自の企業分析をベースとする運用

投資に際しては、事前に企業との面談を行います。また、既に組入れられている企業についても継続的な面談を行い、銘柄選択の判断材料とします。

◇T O P I X（東証株価指数）

当該指数を当ファンドのベンチマーク*とし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

*ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。当ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。また、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

c. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

d. 商品分類等

当ファンドは「追加型投信／国内／株式」です。

*社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産（ ）
		資産複合

* 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜当ファンドが該当する商品分類の定義＞

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（） 不動産投信 その他資産（） 資産複合（） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング

＊ 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜当ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、下記の記載があるものをいいます。

投資対象資産	株式・一般	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいい、大型株、中小型株の属性にあてはまらないものをいいます。
決算頻度	年2回	年2回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	日本	組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とするものをいいます。

(注)当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成10年12月1日 信託契約を締結、当ファンドの設定および運用開始

平成14年2月1日 クレディ・スイス投信株式会社とウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社の合併により、存続会社であるクレディ・スイス投信株式会社が当ファンドの委託会社の業務を承継
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始

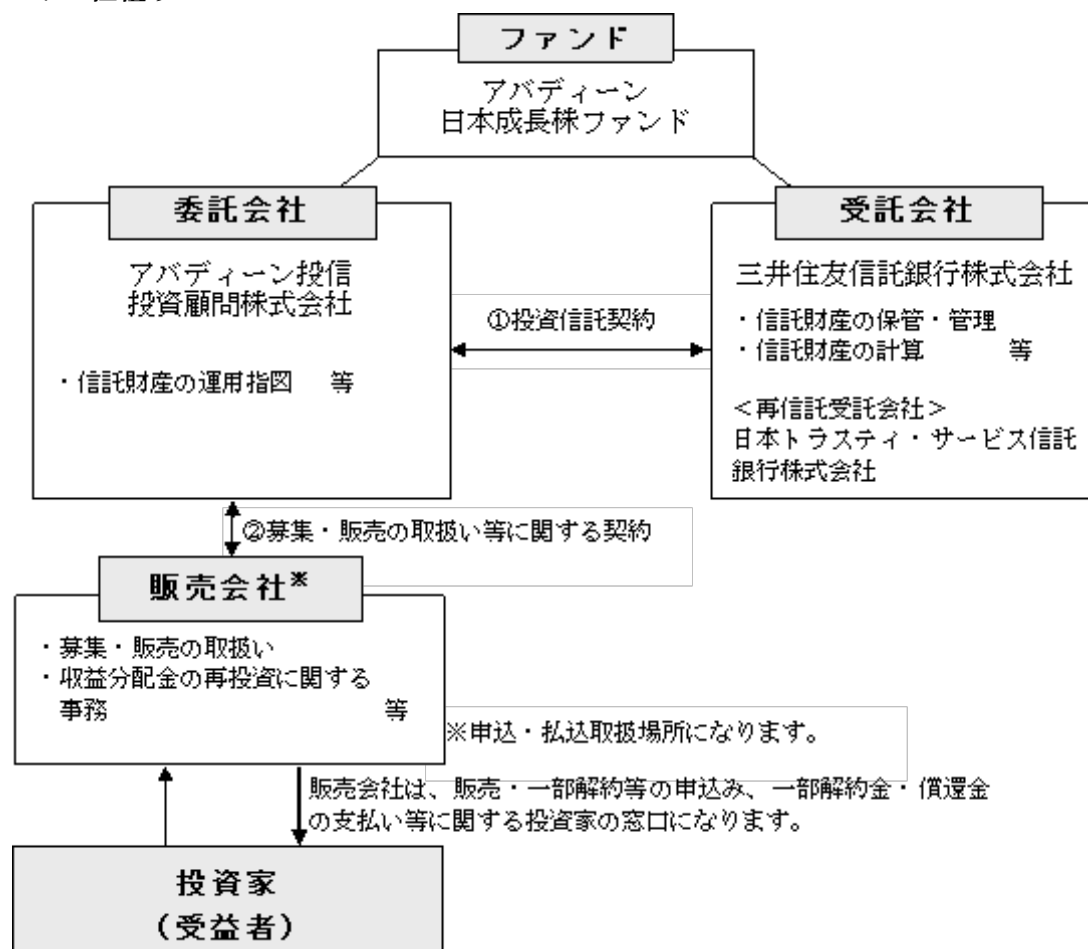
平成15年8月8日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を解除

平成19年12月8日 クレディ・スイス日本成長株ファンドへ名称変更

平成21年7月1日 アバディーン日本成長株ファンドへ名称変更

（３）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



＜委託会社が関係法人と締結している契約等の概況＞

①受託会社（投資信託契約）

当ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

②販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

b. 委託会社の概況

（以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。）

①資本金の額

資本金	：	2,480.4百万円
発行する株式の総数	：	320,000株
発行済株式の総数	：	308,063株

②会社の沿革

平成5年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立
 平成5年9月30日 証券投資信託委託業の認可
 平成7年5月31日 投資顧問業の登録
 平成9年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成9年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更
 平成10年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更
 平成14年2月1日 ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併
 平成21年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

③大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,063株	100.00%

2 【投資方針】

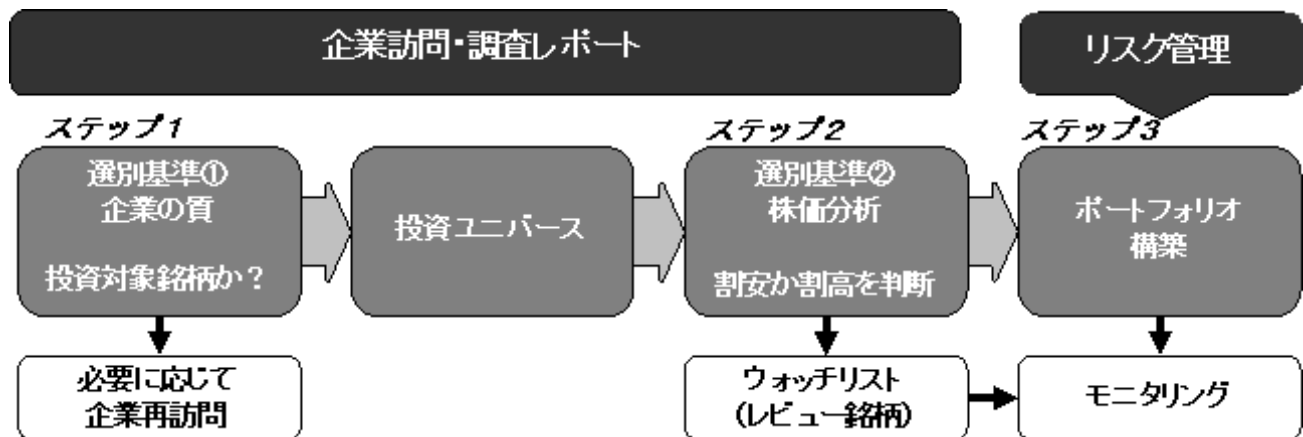
（１）【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

- ①全ての日本株式を対象に幅広く投資機会を探ります。新規公開企業の株式にも注目します。
- ②銘柄選択に際しては、企業の成長性に着目し、株価の割安度を考慮します。特に個別企業の収益性、経営者の資質、株価水準などに焦点をあてます。
- ③その時々々の相場の投資テーマも銘柄選択の判断材料とします。
- ④組入銘柄については、ポートフォリオ・マネジャー等が企業訪問等を中心とした調査を実施します。
- ⑤株式の組入比率は、原則としてフル・インベストメントで、積極的な運用を基本とします。
- ⑥現物株式への投資を運用の主体とします。先物取引等は原則としてヘッジ目的に限定して行います。
- ⑦資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

b. 投資プロセス



*資金動向、市場動向等によっては、上記のような資産配分ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

以下のa. からc. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
20. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
21. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第20号および第21号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

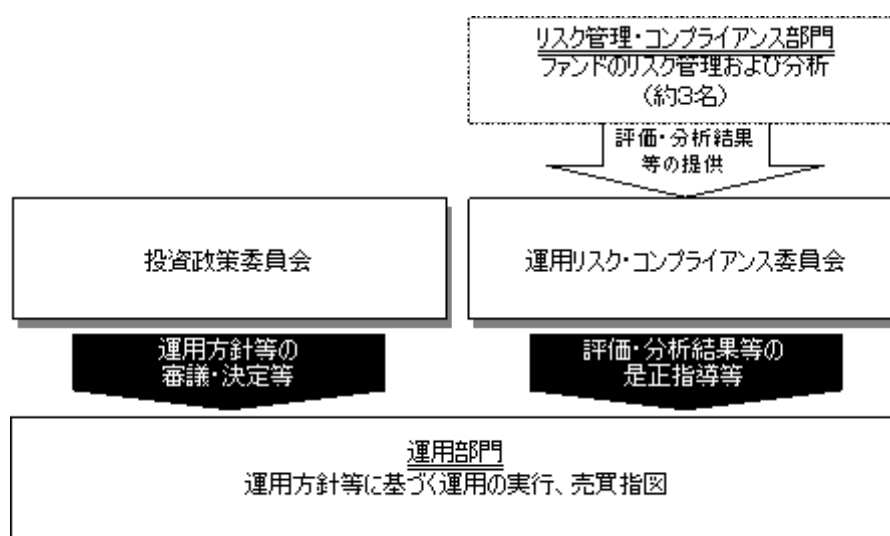
a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる各項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

c. その他の投資対象

1. 有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
3. 外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) 【運用体制】



●運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

●関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

*当ファンドの運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】**a. 収益分配方針**

年2回の決算時（原則として毎年3月20日および9月20日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 委託会社が基準価額の水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ④ 基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

b. 収益の分配方式

① 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

c. 分配金の支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。「分配金自動再投資型」を申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

※ 分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

d. 収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5) 【投資制限】

以下のa. からb. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- ① 株式への投資には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

b. 信託約款上のその他の投資制限**① 投資する株式等の範囲**

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

② 信用取引の指図範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社

法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

③先物取引等の運用指図・目的・範囲

- イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに「投資対象とする金融商品」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

- ハ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「投資対象とする金融商品」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに「投資対象とする金融商品」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建てで信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

④スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ニ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評

価するものとします。

- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤有価証券の貸付の指図および範囲
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ロ. 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑥特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑦外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ⑧資金の借入れ
 - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ. 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
 - ハ. 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
 - ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- c. その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

 - イ. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託会社指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
 - ロ. デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、下記に限定されるものではありません。

基準価額の主な変動要因等

①価格変動リスク

株価は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入れ株式の下落により基準価額が下落し、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

一般に、当ファンドが投資対象とする株式を発行している企業が業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、当該企業の株価が下落し、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、当該銘柄の投資資金が回収できなくなることがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や新たな取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといいます。当ファンドが実質的に組入れている資産の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、この場合には基準価額の下落要因となります。

④小型株投資に伴うリスク

当ファンドは、小型株にも投資します。小型株は大型株に比べ、一般に、市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクが大きくなる場合があります。また、小型株は、大型株と比較して、流動性や需給動向その他の要因により、一般的に価格変動幅が大きくなる傾向があります。したがって、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。また、小型株が大型株と異なる値動きを示した場合、当ファンドの基準価額の動きが株式市場全体とは異なる動きになることが考えられます。

⑤デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

当ファンドにおいては、価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされる資産との間の相関関係や証拠金を積むことによるリスクなどが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合、運用資産が損失を被る可能性があります。

⑥為替変動リスク

外貨建資産に投資する場合、当該資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需要その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことがあります。

⑦市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場は、世界的な経済事情の急変または天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖等、混乱することがあります。これにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が下落する恐れがあります。

その他の留意点

①繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。

②投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

③収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配原資となる売買益、利子等収益があれば分配を行う場合があります。

④申込みの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは購入・換金の受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金の受付を取消すことができます。

換金の受付を中止した場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金の申込みを受付けたものとしします。

⑤法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

⑥目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

⑦その他

- ・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の1）の適用はありません。
- ・資金動向や市況動向等によっては、ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

a. 購入時手数料

販売会社が別に定める手数料をお支払いいただきます。本書提出日現在の手数料率は、購入申込受付日の基準価額に対し3.15%（税抜3%）以内です。

b. 収益分配金を再投資する場合は、無手数料で取扱います。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、換金申込受付日の基準価額に対し、0.3%を乗じた額がかかります。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.68%（税抜 年率1.6%）を乗じて得た額とし、その配分は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.7875% （税抜 年率0.75%）	年率0.7875% （税抜 年率0.75%）	年率0.105% （税抜 年率0.1%）

※上記の信託報酬の総額は、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支払います。
- b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
- c. ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額込）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。
- d. 上記のa. ～ c. の費用および購入から換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。
- e. 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額込）は、委託会社が負担し、信託財産中からは支払いません。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

また、『東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法』により、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、下記各記載の所得税率に基づく所得税額に対して2.1%の税率による復興特別所得税が課されます。

a. 個別元本について

- ① 受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合、または「分配金自動再投資型」と「分配金受取型」の両コースで取得する場合は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b. 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

- ・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

c. 個人の受益者に対する課税**① 収益分配金に対する課税**

普通分配金については配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）*の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。または、確定申告を行い、申告分離課税ないし総合課税を選択することもできます。

* 平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

② 解約金または償還金に対する課税

解約時または償還時の差益（解約時または償還時の価額から取得したときの費用（購入時手数料および消費税相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）*の税率により、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の場合は、源泉徴収され申告は不要です。

* 平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

③ 損益通算について

解約時または償還時の損失については、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した場合の配当所得との通算が可能となります。なお、損益通算により控除しきれなかった損失については、繰越控除の対象となります。

d. 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに解約時または償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）*の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

なお、所得税額控除制度の適用があります。

* 平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

* 上記は平成24年9月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることが

あります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（平成24年9月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	2,995,455,300	98.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		32,524,674	1.07
合計(純資産総額)		3,027,979,974	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】（平成24年9月末日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

評価額の上位銘柄

順位	銘柄名	国／地域	種類	業種	株数(株)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率(%)
1	信越化学工業	日本	株式	化学	44,000	4,535.00	199,540,000	4,390.00	193,160,000	6.38
2	キヤノン	日本	株式	電気機器	75,000	2,771.00	207,825,000	2,495.00	187,125,000	6.18
3	ファナック	日本	株式	電気機器	13,000	13,730.00	178,490,000	12,580.00	163,540,000	5.40
4	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	55,000	2,623.00	144,265,000	2,397.00	131,835,000	4.35
5	キーエンス	日本	株式	電気機器	6,500	20,350.00	132,275,000	20,000.00	130,000,000	4.29
6	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	32,000	3,935.00	125,920,000	3,965.00	126,880,000	4.19
7	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	39,000	3,210.00	125,190,000	3,040.00	118,560,000	3.92
8	ナブテスコ	日本	株式	機械	82,000	1,501.00	123,082,000	1,433.00	117,506,000	3.88
9	中外製薬	日本	株式	医薬品	70,000	1,581.00	110,670,000	1,635.00	114,450,000	3.78
10	セブン&アイ・ホールディングス	日本	株式	小売業	46,000	2,357.01	108,422,691	2,397.00	110,262,000	3.64
11	ユニ・チャーム	日本	株式	化学	24,100	4,390.00	105,799,000	4,480.00	107,968,000	3.57
12	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	46,000	2,271.00	104,466,000	2,342.00	107,732,000	3.56
13	大東建託	日本	株式	建設業	13,000	7,830.00	101,790,000	7,850.00	102,050,000	3.37
14	シスメックス	日本	株式	電気機器	27,000	3,655.00	98,685,000	3,755.00	101,385,000	3.35
15	エフ・シー・シー	日本	株式	輸送用機器	80,000	1,305.00	104,400,000	1,255.00	100,400,000	3.32
16	三菱地所	日本	株式	不動産業	64,000	1,469.00	94,016,000	1,494.00	95,616,000	3.16
17	ビジョン	日本	株式	その他製品	26,000	3,445.00	89,570,000	3,570.00	92,820,000	3.07
18	横浜銀行	日本	株式	銀行業	250,000	371.00	92,750,000	371.00	92,750,000	3.06
19	武田薬品工業	日本	株式	医薬品	25,200	3,725.00	93,870,000	3,595.00	90,594,000	2.99
20	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	17,500	5,030.00	88,025,000	5,170.00	90,475,000	2.99
21	マンダム	日本	株式	化学	44,000	2,032.00	89,408,000	2,046.00	90,024,000	2.97
22	日本マクドナルドホールディングス	日本	株式	小売業	36,000	2,150.00	77,400,000	2,223.00	80,028,000	2.64
23	ヤフー	日本	株式	情報・通信業	2,300	28,810.00	66,263,000	29,730.00	68,379,000	2.26
24	アシックス	日本	株式	その他製品	61,200	1,053.00	64,443,600	1,053.00	64,443,600	2.13
25	アイシン精機	日本	株式	輸送用機器	24,000	2,463.00	59,112,000	2,220.00	53,280,000	1.76
26	京都銀行	日本	株式	銀行業	77,000	649.00	49,973,000	661.00	50,897,000	1.68
27	エービーシー・マート	日本	株式	小売業	14,700	3,400.00	49,980,000	3,450.00	50,715,000	1.67
28	リンナイ	日本	株式	金属製品	8,600	5,570.00	47,902,000	5,820.00	50,052,000	1.65
29	アマダ	日本	株式	機械	145,000	375.00	54,375,000	342.00	49,590,000	1.64
30	積水ハウス	日本	株式	建設業	60,500	773.00	46,766,500	775.00	46,887,500	1.55

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

(種類別投資比率)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	19.22	建設業	4.92
		輸送用機器	13.34	銀行業	4.74
		化学	12.92	食料品	3.56
		医薬品	10.96	不動産業	3.16
		小売業	8.49	陸運業	2.99
		機械	5.52	情報・通信業	2.26
		その他製品	5.19	金属製品	1.65
		合計			98.93

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
9期（平成15年3月20日）	18,218	—	0.6147	—
10期（平成15年9月22日）	22,638	—	0.8013	—
11期（平成16年3月22日）	22,556	—	0.8462	—
12期（平成16年9月21日）	19,964	—	0.8051	—
13期（平成17年3月22日）	18,452	—	0.8416	—
14期（平成17年9月20日）	18,739	—	0.9588	—
15期（平成18年3月20日）	21,704	—	1.2300	—
16期（平成18年9月20日）	18,296	—	1.1092	—
17期（平成19年3月20日）	15,731	—	1.1005	—
18期（平成19年9月20日）	11,636	—	0.9747	—
19期（平成20年3月21日）	8,172	—	0.7360	—
20期（平成20年9月22日）	7,376	—	0.7022	—
21期（平成21年3月23日）	4,548	—	0.4537	—
22期（平成21年9月24日）	5,047	—	0.5333	—
23期（平成22年3月23日）	4,708	—	0.5482	—
24期（平成22年9月21日）	4,006	—	0.5135	—
25期（平成23年3月22日）	3,788	—	0.5395	—
26期（平成23年9月20日）	3,234	—	0.4994	—
27期（平成24年3月21日）	3,419	—	0.5761	—
28期（平成24年9月20日）	3,065	—	0.5531	—
平成23年9月末日	3,291	—	0.5109	—
平成23年10月末日	3,279	—	0.5134	—
平成23年11月末日	3,098	—	0.4918	—
平成23年12月末日	3,033	—	0.4906	—
平成24年1月末日	3,062	—	0.5040	—
平成24年2月末日	3,359	—	0.5606	—
平成24年3月末日	3,435	—	0.5827	—
平成24年4月末日	3,250	—	0.5572	—
平成24年5月末日	3,008	—	0.5173	—
平成24年6月末日	3,188	—	0.5469	—
平成24年7月末日	3,061	—	0.5354	—
平成24年8月末日	3,012	—	0.5410	—
平成24年9月末日	3,027	—	0.5471	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0000
22期	0.0000
23期	0.0000
24期	0.0000
25期	0.0000
26期	0.0000
27期	0.0000
28期	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
9期	△14.3
10期	30.4
11期	5.6
12期	△4.9
13期	4.5
14期	13.9
15期	28.3
16期	△9.8
17期	△0.8
18期	△11.4
19期	△24.5
20期	△4.6
21期	△35.4
22期	17.5
23期	2.8
24期	△6.3
25期	5.1
26期	△7.4
27期	15.4
28期	△4.0

(4)【設定及び解約の実績】

(単位：
口)

	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
9期	226,984,254	1,081,892,497	29,636,691,099
10期	134,222,443	1,517,741,424	28,253,172,118
11期	104,944,736	1,703,220,657	26,654,896,197
12期	90,466,016	1,945,893,323	24,799,468,890
13期	39,956,775	2,913,794,243	21,925,631,422
14期	69,416,671	2,449,916,108	19,545,131,985
15期	81,098,597	1,979,325,704	17,646,904,878
16期	37,035,963	1,188,205,429	16,495,735,412
17期	14,050,472	2,214,628,369	14,295,157,515
18期	13,264,689	2,369,906,292	11,938,515,912
19期	13,466,662	847,558,638	11,104,423,936
20期	10,639,833	609,628,296	10,505,435,473
21期	23,501,170	503,451,313	10,025,485,330
22期	18,642,765	579,398,120	9,464,729,975
23期	11,441,217	886,436,566	8,589,734,626
24期	9,355,221	797,642,357	7,801,447,490
25期	7,794,515	786,703,629	7,022,538,376
26期	7,735,215	552,749,063	6,477,524,528
27期	7,723,957	549,091,629	5,936,156,856
28期	82,883,191	476,711,540	5,542,328,507

(注) 追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

<参考情報>

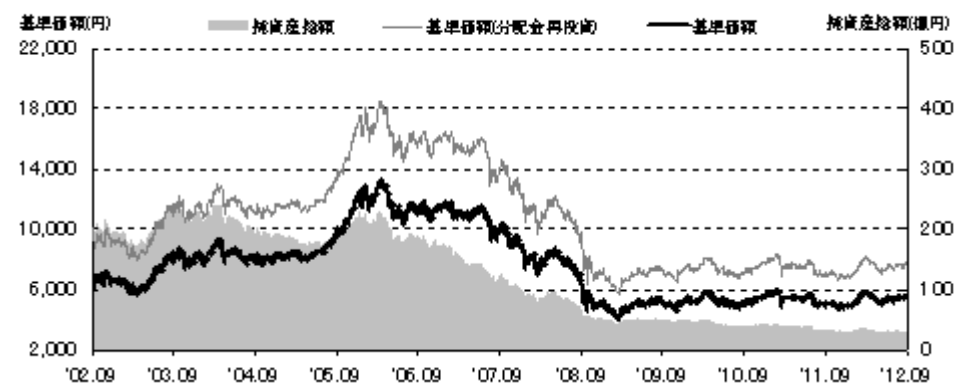
運用実績

2012年9月末日現在

基準価額・純資産の推移

分配金の推移

2002年9月末日～2012年9月末日 当初設定日(1998年12月1日)



基準価額	純資産総額
5,471円	30.3億円
決算日	分配金
第24期	2010年9月
第25期	2011年3月
第26期	2011年9月
第27期	2012年3月
第28期	2012年9月
設定来累計	4,400円

※基準価額（分配金再投資）とは、分配金（税引前）を分配時に再投資したとみなした価額です。※上記分配金は一万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄

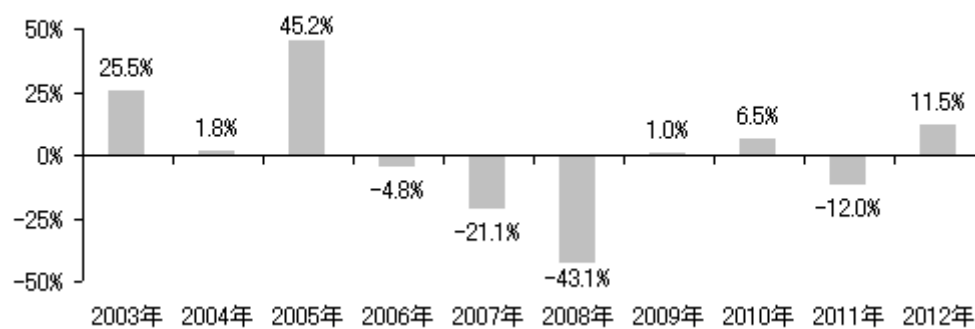
組入上位10業種

銘柄名	業種名	投資比率
1 信越化学工業	化学	6.4%
2 キヤノン	電気機器	6.2%
3 ファナック	電気機器	5.4%
4 本田技研工業	輸送用機器	4.4%
5 キーエンス	電気機器	4.3%
6 アステラス製薬	医薬品	4.2%
7 トヨタ自動車	輸送用機器	3.9%
8 ナブテスコ	機械	3.9%
9 中外製薬	医薬品	3.8%
10 セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	3.6%

業種名	投資比率
1 電気機器	19.2%
2 輸送用機器	13.3%
3 化学	12.9%
4 医薬品	11.0%
5 小売業	8.5%
6 機械	5.5%
7 その他製品	5.2%
8 建設業	4.9%
9 銀行業	4.7%
10 食料品	3.6%

※投資比率は、純資産総額に対するものです。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資して算出しております。

※2012年は年初から9月末日までの収益率を表示しております。

上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページで閲覧できます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

a. 購入申込方法

- ①午後3時までに購入申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
- ②当ファンドは、収益の分配がなされた場合に分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金自動再投資型」と、分配金を受取ることができる「分配金受取型」の2つのコースがあります。購入申込みをする際に、「分配金自動再投資型」か「分配金受取型」か、どちらかのコースをお選びください。なお、「分配金自動再投資型」を選択した場合、販売会社との間で分配金自動再投資型に係る契約*を締結します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方の場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

- ③当ファンドは、定時定額で購入する「投信自動積立」*等を利用することができます。「投信自動積立」を利用する場合には、販売会社との間で「投信自動積立」に関する取り決めを行ってください。

*他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 申込単位（購入単位）

- ①「分配金自動再投資型」と「分配金受取型」の購入申込みの単位は次の通りです。

＜分配金自動再投資型＞ ＜分配金受取型＞

当初申込みの場合 20万円以上1円単位 20万口以上1万口単位

追加申込みの場合 1万円以上1円単位 1万口以上1万口単位

※ただし、販売会社によっては、どちらか一方の場合があります。

*「分配金自動再投資型」の場合、購入時手数料（消費税等相当額込）を含めて上記の単位で申込みいただけます。

*「追加申込み」とは、申込み時点で当該ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」を既に申込みの場合をいいます。

- ②収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

- ③「投信自動積立」をお申込みのうえ「分配金自動再投資型」をご購入の場合は、上記にかかわらず、購入時手数料（消費税等相当額込）を含めて1万円以上1千円単位でお申込みいただけます。

c. 購入価額

購入申込受付日の基準価額とします。

d. 購入代金支払日

販売会社が別に定める日までに購入代金を販売会社にお支払いください。

e. 購入申込受付の中止および取消し

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込みの受け取りを中止することができます。

f. 購入申込時の振替口座簿について

購入申込者は販売会社に、購入申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金申込方法

午後3時までに換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

b. 換金単位

「分配金受取型」の場合は1万口の整数倍で販売会社が定めた単位、「分配金自動再投資型」の場合は1円の整数倍で販売会社が定めた単位とします。

c. 換金価額

換金申込受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額^{*}を差し引いた額とします。

※「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の換金に対し、換金する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

d. 換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

e. 換金代金支払日

原則として換金申込受付日より5営業日目から販売会社において支払います。

f. 換金申込受付の中止および取消し

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込みの受付けを取り消すことができます。

換金申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない合には、当該受益権の換金価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、算出した価額とします。

g. 換金時の振替口座簿について

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

b. 基準価額は毎営業日に計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の「アバディーン」に、略称「日本成長株」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕 アバディーン投信投資顧問株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <http://www.aberdeen-asset.co.jp/>

c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月21日から9月20日まで、および9月21日から翌年3月20日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) 【その他】

a. 償還条件

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ② ①に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。
- ④ 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ⑤ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ⑥ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ ②に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して、販売会社を通じて交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前まで

に委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期計算期間（平成24年3月22日から平成24年9月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

1 【財務諸表】

【アバディーン日本成長株ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期 (平成24年 3 月21日現在)	第28期 (平成24年 9 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	779,714	833,323
コール・ローン	41,489,849	49,807,320
株式	3,397,980,200	3,041,154,700
未収入金	29,659,865	—
未収配当金	10,764,200	3,670,200
未収利息	56	68
流動資産合計	3,480,673,884	3,095,465,611
資産合計	3,480,673,884	3,095,465,611
負債の部		
流動負債		
未払金	27,249,803	—
未払解約金	6,940,382	3,722,329
未払受託者報酬	1,665,909	1,650,748
未払委託者報酬	24,988,652	24,761,111
流動負債合計	60,844,746	30,134,188
負債合計	60,844,746	30,134,188
純資産の部		
元本等		
元本	*1 5,936,156,856	*1 5,542,328,507
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*2 △2,516,327,718	*2 △2,476,997,084
（分配準備積立金）	2,672,645,582	2,468,783,184
元本等合計	3,419,829,138	3,065,331,423
純資産合計	3,419,829,138	3,065,331,423
負債純資産合計	3,480,673,884	3,095,465,611

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第27期 自 平成23年 9 月21日 至 平成24年 3 月21日	第28期 自 平成24年 3 月22日 至 平成24年 9 月20日
営業収益		
受取配当金	38,186,232	35,669,675
受取利息	7,142	7,405
有価証券売買等損益	448,225,042	△145,556,036
その他収益	1,437	2,418
営業収益合計	486,419,853	△109,876,538
営業費用		
受託者報酬	1,665,909	1,650,748
委託者報酬	24,988,652	24,761,111
営業費用合計	26,654,561	26,411,859
営業利益又は営業損失（△）	459,765,292	△136,288,397
経常利益又は経常損失（△）	459,765,292	△136,288,397
当期純利益又は当期純損失（△）	459,765,292	△136,288,397
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,477,263	△12,882,635
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,242,544,102	△2,516,327,718
剰余金増加額又は欠損金減少額	275,612,463	203,092,735
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	275,612,463	203,092,735
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,684,108	40,356,339
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,684,108	40,356,339
分配金	— *1	— *1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,516,327,718	△2,476,997,084

（３）【注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）****１．有価証券の評価基準および評価方法**

株式は移動平均法、株式以外の有価証券は、個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。

- ・金融商品取引所に上場されている有価証券

金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。

計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。

- ・金融商品取引所に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかで評価しています。

- ・時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。

２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間

平成24年３月20日が休業日のため、信託約款第41条により、第27期計算期間末日を平成24年３月21日としたため、第28期計算期間期首日を平成24年３月22日としております。

（貸借対照表に関する注記）

第 27 期 (平成24年３月21日現在)	第 28 期 (平成24年９月20日現在)
*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 6,477,524,528円 期中追加設定元本額 7,723,957円 期中一部解約元本額 549,091,629円 *2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,516,327,718円であります。 3 計算期間末日における受益権の総数 5,936,156,856口	*1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額 期首元本額 5,936,156,856円 期中追加設定元本額 82,883,191円 期中一部解約元本額 476,711,540円 *2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,476,997,084円であります。 3 計算期間末日における受益権の総数 5,542,328,507口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 27 期 自 平成23年９月21日 至 平成24年３月21日	第 28 期 自 平成24年３月22日 至 平成24年９月20日
*1 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 34,684,329円 費用控除後・繰越欠損金補填 0円 後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 2,353,177,924円 分配準備積立金額 2,637,961,253円 当ファンドの分配対象収益額 5,025,823,506円 当ファンドの期末残存口数 5,936,156,856口 1万口当たり収益分配対象額 8,466.43円 1万口当たり分配金額 0円 収益分配金金額 0円	*1 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 8,049,494円 費用控除後・繰越欠損金補填 0円 後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 2,232,571,485円 分配準備積立金額 2,460,733,690円 当ファンドの分配対象収益額 4,701,354,669円 当ファンドの期末残存口数 5,542,328,507口 1万口当たり収益分配対象額 8,482.61円 1万口当たり分配金額 0円 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第 27 期 自 平成23年 9月21日 至 平成24年 3月21日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドはわが国の株式を主要投資対象として運用を行うため、当該株式にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。投資対象とする金融商品は、価格変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

第 28 期 自 平成24年 3月22日 至 平成24年 9月20日	
同上	

II 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第27期（平成24年 3月21日現在）

貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。

第28期（平成24年 9月20日現在）

同上

2. 金融商品時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)有価証券以外の金融商品

第27期（平成24年 3月21日現在）

有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

第28期（平成24年 9月20日現在）

同上

(2)有価証券

第27期（平成24年 3月21日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	427,722,552円
合 計	427,722,552円

第28期（平成24年 9月20日現在）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	△174,601,164円
合 計	△174,601,164円

(注) 時価の算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第27期（平成24年 3月21日現在）

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

第28期（平成24年 9月20日現在）

同上

4. 金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額

第27期（平成24年3月21日現在）

貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。

第28期（平成24年9月20日現在）

同上

（有価証券に関する注記）

「金融商品に関する注記 II 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第27期（自 平成23年9月21日 至 平成24年3月21日）

該当事項はありません。

第28期（自 平成24年3月22日 至 平成24年9月20日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第 27 期 (平成24年3月21日現在)	第 28 期 (平成24年9月20日現在)
1口当たりの純資産額 0.5761円 (1万口当たりの純資産額 5,761円)	1口当たりの純資産額 0.5531円 (1万口当たりの純資産額 5,531円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式（平成24年9月20日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	日本円	大東建託	13,000	7,830.00	101,790,000	
		積水ハウス	60,500	773.00	46,766,500	
		日本たばこ産業	46,000	2,271.00	104,466,000	
		信越化学工業	44,000	4,535.00	199,540,000	
		マンダム	44,000	2,032.00	89,408,000	
		ユニ・チャーム	24,100	4,390.00	105,799,000	
		武田薬品工業	25,200	3,725.00	93,870,000	
		アステラス製薬	32,000	3,935.00	125,920,000	
		中外製薬	70,000	1,581.00	110,670,000	
		リンナイ	8,600	5,570.00	47,902,000	
		アマダ	145,000	375.00	54,375,000	
		ナブテスコ	82,000	1,501.00	123,082,000	
		キーエンス	6,500	20,350.00	132,275,000	
		シスメックス	27,000	3,655.00	98,685,000	
		ファナック	13,000	13,730.00	178,490,000	
		キャノン	75,000	2,771.00	207,825,000	
		トヨタ自動車	39,000	3,210.00	125,190,000	
		アイシン精機	24,000	2,463.00	59,112,000	
		本田技研工業	55,000	2,623.00	144,265,000	
		エフ・シー・シー	80,000	1,305.00	104,400,000	
		アシックス	61,200	1,053.00	64,443,600	
		ピジョン	26,000	3,445.00	89,570,000	
		東日本旅客鉄道	17,500	5,030.00	88,025,000	
		ヤフー	2,300	28,810.00	66,263,000	
		エービーシー・マート	14,700	3,400.00	49,980,000	
		日本マクドナルドホールディングス	36,000	2,150.00	77,400,000	
		セブン&アイ・ホールディングス	42,000	2,355.00	98,910,000	
		パルコ	19,200	833.00	15,993,600	
		横浜銀行	250,000	371.00	92,750,000	
		京都銀行	77,000	649.00	49,973,000	
		三菱地所	64,000	1,469.00	94,016,000	
	計	銘柄数：	31		3,041,154,700	

		組入時価比率：	99.2%		100.0%	
	合計				3,041,154,700	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および計欄の合計金額に対する比率です。

- ②株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年９月末日現在)

I 資産総額	3,031,290,360 円
II 負債総額	3,310,386 円
III 純資産総額（I－II）	3,027,979,974 円
IV 発行済数量	5,534,177,403 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5471 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換手続き等
名義書換は行われません。
2. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
3. 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前記①の申請がある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。
8. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	：	2,480.4百万円
発行する株式の総数	：	320,000株
発行済株式の総数	：	308,063株

最近5年間における資本金の額の増減

平成19年2月26日	：	資本金を1,590.4百万円から2,090.4百万円に増資
平成23年8月3日	：	資本金を2,090.4百万円から2,480.4百万円に増資

b. 委託会社の機構

①経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

②運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

<構成>

各ファンド運用責任者をもって構成します。

<開催>

原則として月1回開催します。

<審議事項>

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

<その他>

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年9月末日現在、委託会社が運用する投資信託は22本であり、その純資産総額の合計は202,494百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）並びに第19期事業年度（自平成22年10月1日至平成23年9月30日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第18期 (平成22年9月30日)	第19期 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金	399,163	762,507
立替金	—	867
前払金	37	10
前払費用	11,323	8,434
未収入金	83,664	30,352
未収委託者報酬	137,178	125,258
未収投資助言報酬	36,000	30,000
未収運用受託報酬	9,475	9,449
流動資産合計	676,843	966,881
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 12,572	* 1 11,500
器具備品	* 1 37,928	* 1 29,733
有形固定資産合計	50,500	41,234
無形固定資産		
ソフトウェア	411	245
無形固定資産合計	411	245
投資その他の資産		
長期差入保証金	60,126	48,054
長期前払費用	377	—
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	△552	△752
投資その他の資産合計	60,903	48,254
固定資産合計	111,815	89,733
資産合計	788,659	1,056,615

	第18期 (平成22年9月30日)	第19期 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金	6,463	6,189
未払金	245,336	237,640
未払償還金	81,491	50,400
未払手数料	75,046	53,497
未払委託調査費	80,671	115,673
その他未払金	8,127	18,069
未払費用	58,674	37,643
未払法人税等	6,886	7,340
未払消費税等	1,076	14,920
賞与引当金	57,724	105,062
流動負債合計	376,162	408,797
固定負債		
退職給付引当金	25,980	44,126
役員退職慰労引当金	2,590	2,704
固定負債合計	28,571	46,831
負債合計	404,733	455,628
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,090,400	2,480,400
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△3,554,410	△3,727,349
株主資本合計	383,925	600,986
純資産合計	383,925	600,986
負債・純資産合計	788,659	1,056,615

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第18期 (自平成21年10月 1日 至平成22年 9月30日)	第19期 (自平成22年10月 1日 至平成23年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬	1,533,844	1,431,972
投資助言報酬	108,000	120,000
運用受託報酬	25,868	17,975
その他営業収益	123,225	122,213
営業収益計	1,790,937	1,692,161
営業費用		
支払手数料	706,634	551,227
広告宣伝費	6,114	9,499
公告費	3,744	1,130
調査費	14,211	10,009
委託調査費	143,161	215,983
委託計算費	192,138	156,684
通信費	3,011	3,274
印刷費	31,502	21,281
協会費	2,864	2,827
営業費用計	1,103,384	971,919
一般管理費		
役員報酬	* 1 49,079	* 1 57,426
給料・手当	334,703	348,274
賞与	6,750	7,514
交際費	2,185	4,096
旅費交通費	26,663	22,612
租税公課	10,471	14,355
不動産賃借料	53,753	63,947
退職給付費用	32,024	36,590
役員退職給付費用	918	612
役員退職慰労引当金繰入	2,590	1,256
賞与引当金繰入	51,968	92,190
固定資産減価償却費	8,365	11,634
事務委託費	* 2 124,139	85,142
諸経費	127,918	103,559
一般管理費計	831,534	849,214
営業損失	143,981	128,972

	第18期 (自平成21年10月 1日 至平成22年 9月30日)	第19期 (自平成22年10月 1日 至平成23年 9月30日)
営業外収益		
受取利息	234	55
為替差益	9,320	—
有価証券運用益	—	1,097
その他	2,213	3,249
営業外収益計	11,768	4,401
営業外費用		
支払利息	-	136
貸倒引当金繰入	552	200
為替差損	—	6,814
営業外費用計	552	7,150
経常損失	132,765	131,722
特別利益		
固定資産売却益	328	—
退職給付制度変更 にかかると数理差異	6,063	—
その他特別利益	* 3 10,725	—
特別利益計	17,117	—
特別損失		
早期退職特別退職金	28,363	—
役員退職慰労金	—	40,007
特別損失計	28,363	40,007
税引前当期純損失	144,010	171,729
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失	145,220	172,939

(3) 【株主資本等変動計算書】

	(単位：千円)	
	第18期 (自平成21年10月 1日 至平成22年 9月30日)	第19期 (自平成22年10月 1日 至平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,090,400	2,090,400
当期変動額		
新株発行	-	390,000
当期変動額合計	-	390,000
当期末残高	2,090,400	2,480,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,847,936	1,847,936
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,847,936	1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△3,409,189	△3,554,410
当期変動額		
当期純利益	△145,220	△172,939
当期変動額合計	△145,220	△172,939
当期末残高	△3,554,410	△3,727,349
株主資本合計		
当期首残高	529,146	383,925
当期変動額		
新株発行	—	390,000
当期純利益	△145,220	△172,939
当期変動額合計	△145,220	△217,060
当期末残高	383,925	600,986
純資産合計		
当期首残高	529,146	383,925
当期変動額		
新株発行	—	390,000
当期純利益	△145,220	△172,939
当期変動額合計	△145,220	217,060
当期末残高	383,925	600,986

重要な会計方針

区分	第18期 (自平成21年10月 1日 至平成22年 9月30日)	第19期 (自平成22年10月 1日 至平成23年 9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 14年 器具備品 5年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) 役員退職慰労引当金 同左 (4) 貸倒引当金 同左
3. 外貨建の資産及び負債の邦貨通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。	同左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同左

重要な会計方針の変更

	第18期 (自平成21年10月 1日 至平成22年 9月30日)	第19期 (自平成22年10月 1日 至平成23年 9月30日)
資産除去債務に関する会計基準等の適用	—	当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成22年9月30日)	第19期 (平成23年9月30日)
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備 803千円 器具備品 7,920千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備 1,874千円 器具備品 18,317千円

(損益計算書関係)

第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	第19期 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
＊1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 取締役年額 600,000千円以内 監査役年額 50,000千円以内 ＊2 関係会社との取引高 営業取引による取引高 事務委託費 66,938千円 ＊3 その他特別利益 新旧株主間の株式売買契約に基づき受け入れた株主変更費用相当配分額10,725千円であります。	＊1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 同左

(株主資本等変動計算書関係)

第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)					第19期 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)				
* 1 発行済株式に関する事項					* 1 発行済株式に関する事項				
株式の 種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	株式の 種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末
普通株式 (株)	308,062	—	—	308,062	普通株式 (株)	308,062	1	—	308,063
* 2 自己株式に関する事項 該当事項ありません。 * 3 新株予約権等に関する事項 該当事項ありません。 * 4 配当に関する事項 該当事項ありません。					(変動事由の概要) 新株の発行 * 2 自己株式に関する事項 同左 * 3 新株予約権等に関する事項 同左 * 4 配当に関する事項 同左				

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び確定拠出企業型年金を設けております。

	第18期 (平成22年9月30日)	第19期 (平成23年9月30日)
	千円	千円
2. 退職給付債務及びその内訳		
退職給付債務	25,980	44,126
年金資産	—	—
退職給付引当金	25,980	44,126
3. 退職給付費用の内訳		
勤務費用	13,500	15,719
利息費用	867	334
期待運用収益	△821	—
数理計算上の差異の費用処理額	△5,220 (注)	2,999
確定拠出年金に係る要拠出額	13,257	17,536
4. 退職給付債務の計算基礎		
割引率、期待運用収益率	1.30%, 1.30%	1.30%, 1.30%
退職給付見込額の期間配分方法	発生給付評価方式	発生給付評価方式
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括費用処理	発生年度に一括費用処理

(注) 特別利益に計上しました退職給付制度変更にかかる数理差異6,063千円は含まれておりません。

（ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

	第18期 (平成22年9月30日)	第19期 (平成23年9月30日)
	千円	千円
（繰延税金資産）		
未払費用否認	23,874	15,317
退職給付引当金損金不算入額	10,571	17,954
賞与引当金損金不算入額	21,146	37,512
貸倒引当金損金不算入額	224	306
役員退職慰労引当金損金不算入額	1,054	1,100
未払事業税	2,309	2,494
減価償却費損金算入限度超過額	15,968	456
繰越欠損金	727,819	742,400
繰延税金資産小計	802,968	817,542
評価性引当額	△802,968	△817,542
繰延税金負債との相殺	—	—
繰延税金資産計	—	—

（繰延税金負債）

該当ありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第18期 (平成22年9月30日)	第19期 (平成23年9月30日)
法定実効税率	△40.7%	△40.7%
（調整）		
評価性引当額	37.5%	34.1%
住民税均等割	0.7%	0.7%
交際費等永久に損金に算入されない金額	3.2%	6.6%
その他	—	—
税効果適用後の法人税等の負担率	0.7%	0.7%

（持分法投資損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務）

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

当会計期間（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当会計期間（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	1,431,972	120,000	17,975	122,213	1,692,161

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	その他	合計
1,452,037	156,000	84,000	123	1,692,161

注）売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当期期末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	第19期 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。 未収入金は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。 預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	第19期 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)																																																																																								
平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。 (単位：千円)	平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。 (単位：千円)																																																																																								
<table><tr><th></th><th>貸借対照表</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1)預金</td><td>399,163</td><td>399,163</td><td>—</td></tr><tr><td>(2)未収委託者報酬</td><td>137,178</td><td>137,178</td><td>—</td></tr><tr><td>(3)未収入金</td><td>83,664</td><td>83,664</td><td>—</td></tr><tr><td>(4)未収投資助言報酬</td><td>36,000</td><td>36,000</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>656,007</td><td>656,007</td><td>—</td></tr><tr><td>(1)未払償還金</td><td>81,491</td><td>81,491</td><td>—</td></tr><tr><td>(2)未払手数料</td><td>75,046</td><td>75,046</td><td>—</td></tr><tr><td>(3)未払委託調査費</td><td>80,671</td><td>80,671</td><td>—</td></tr><tr><td>(4)その他未払金</td><td>8,127</td><td>8,127</td><td>—</td></tr><tr><td>負債計</td><td>245,336</td><td>245,336</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照表	時価	差額	(1)預金	399,163	399,163	—	(2)未収委託者報酬	137,178	137,178	—	(3)未収入金	83,664	83,664	—	(4)未収投資助言報酬	36,000	36,000	—	資産計	656,007	656,007	—	(1)未払償還金	81,491	81,491	—	(2)未払手数料	75,046	75,046	—	(3)未払委託調査費	80,671	80,671	—	(4)その他未払金	8,127	8,127	—	負債計	245,336	245,336	—	<table><tr><th></th><th>貸借対照表</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>(1)預金</td><td>762,507</td><td>762,507</td><td>—</td></tr><tr><td>(2)未収委託者報酬</td><td>125,258</td><td>125,258</td><td>—</td></tr><tr><td>(3)未収入金</td><td>30,352</td><td>30,352</td><td>—</td></tr><tr><td>(4)未収投資助言報酬</td><td>30,000</td><td>30,000</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>948,118</td><td>948,118</td><td>—</td></tr><tr><td>(1)未払償還金</td><td>50,400</td><td>50,400</td><td>—</td></tr><tr><td>(2)未払手数料</td><td>53,497</td><td>53,497</td><td>—</td></tr><tr><td>(3)未払委託調査費</td><td>115,673</td><td>115,673</td><td>—</td></tr><tr><td>(4)その他未払金</td><td>18,069</td><td>18,069</td><td>—</td></tr><tr><td>負債計</td><td>237,640</td><td>237,640</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照表	時価	差額	(1)預金	762,507	762,507	—	(2)未収委託者報酬	125,258	125,258	—	(3)未収入金	30,352	30,352	—	(4)未収投資助言報酬	30,000	30,000	—	資産計	948,118	948,118	—	(1)未払償還金	50,400	50,400	—	(2)未払手数料	53,497	53,497	—	(3)未払委託調査費	115,673	115,673	—	(4)その他未払金	18,069	18,069	—	負債計	237,640	237,640	—
	貸借対照表	時価	差額																																																																																						
(1)預金	399,163	399,163	—																																																																																						
(2)未収委託者報酬	137,178	137,178	—																																																																																						
(3)未収入金	83,664	83,664	—																																																																																						
(4)未収投資助言報酬	36,000	36,000	—																																																																																						
資産計	656,007	656,007	—																																																																																						
(1)未払償還金	81,491	81,491	—																																																																																						
(2)未払手数料	75,046	75,046	—																																																																																						
(3)未払委託調査費	80,671	80,671	—																																																																																						
(4)その他未払金	8,127	8,127	—																																																																																						
負債計	245,336	245,336	—																																																																																						
	貸借対照表	時価	差額																																																																																						
(1)預金	762,507	762,507	—																																																																																						
(2)未収委託者報酬	125,258	125,258	—																																																																																						
(3)未収入金	30,352	30,352	—																																																																																						
(4)未収投資助言報酬	30,000	30,000	—																																																																																						
資産計	948,118	948,118	—																																																																																						
(1)未払償還金	50,400	50,400	—																																																																																						
(2)未払手数料	53,497	53,497	—																																																																																						
(3)未払委託調査費	115,673	115,673	—																																																																																						
(4)その他未払金	18,069	18,069	—																																																																																						
負債計	237,640	237,640	—																																																																																						

第17期 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)	第18期 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)																																																						
<注 1>金融商品の時価の算定方法 資産 (1)預金 預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (2)未収委託者報酬、(3)未収入金、 (4)未収投資助言報酬 上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 負債 (1)未払償還金、(2)未払手数料、 (3)未払委託調査費、(4)その他未払金 上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 <注 2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 <table><tr><th colspan="2">(単位：千円)</th></tr><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>長期差入保証金</td><td>60,126</td></tr></table> 上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。 <注 3>金銭債権の償還予定額 <table><tr><th colspan="3">(単位：千円)</th></tr><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超</th></tr><tr><td>預金</td><td>399,163</td><td>—</td></tr><tr><td>未収委託者報酬</td><td>137,178</td><td>—</td></tr><tr><td>未収入金</td><td>83,664</td><td>—</td></tr><tr><td>未収投資助言報酬</td><td>36,000</td><td>—</td></tr><tr><td>金銭債権合計</td><td>656,007</td><td>—</td></tr></table>	(単位：千円)		区分	貸借対照表計上額	長期差入保証金	60,126	(単位：千円)				1年以内	1年超	預金	399,163	—	未収委託者報酬	137,178	—	未収入金	83,664	—	未収投資助言報酬	36,000	—	金銭債権合計	656,007	—	<注 1>金融商品の時価の算定方法 同左 <注 2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 <table><tr><th colspan="2">(単位：千円)</th></tr><tr><th>区分</th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>長期差入保証金</td><td>48,054</td></tr></table> 上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。 <注 3>金銭債権の償還予定額 <table><tr><th colspan="3">(単位：千円)</th></tr><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超</th></tr><tr><td>預金</td><td>762,507</td><td>—</td></tr><tr><td>未収委託者報酬</td><td>125,258</td><td>—</td></tr><tr><td>未収入金</td><td>30,352</td><td>—</td></tr><tr><td>未収投資助言報酬</td><td>30,000</td><td>—</td></tr><tr><td>金銭債権合計</td><td>948,118</td><td>—</td></tr></table>	(単位：千円)		区分	貸借対照表計上額	長期差入保証金	48,054	(単位：千円)				1年以内	1年超	預金	762,507	—	未収委託者報酬	125,258	—	未収入金	30,352	—	未収投資助言報酬	30,000	—	金銭債権合計	948,118	—
(単位：千円)																																																							
区分	貸借対照表計上額																																																						
長期差入保証金	60,126																																																						
(単位：千円)																																																							
	1年以内	1年超																																																					
預金	399,163	—																																																					
未収委託者報酬	137,178	—																																																					
未収入金	83,664	—																																																					
未収投資助言報酬	36,000	—																																																					
金銭債権合計	656,007	—																																																					
(単位：千円)																																																							
区分	貸借対照表計上額																																																						
長期差入保証金	48,054																																																						
(単位：千円)																																																							
	1年以内	1年超																																																					
預金	762,507	—																																																					
未収委託者報酬	125,258	—																																																					
未収入金	30,352	—																																																					
未収投資助言報酬	30,000	—																																																					
金銭債権合計	948,118	—																																																					

(関連当事者との取引)

前期（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アバディーン・アセット・マネジメント PLC	英国スコットランド・アバディーン	114,428千 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 100.0	役務提供費用の再配 賦	事務委託費 等	66,938	-	-

- (注) 1. 上記金額は全て輸出免税取引又は課税対象外取引のため、消費税等取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千 シンガポールドル	資産 運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	108,000	未収入金	36,000
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	53,874	未払費用	9,715
同一の親会社を持つ会社	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	19,879千 英国ポンド	資産 運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	125,615	未払委託調査費	71,301
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	55,949	未収入金	54,790
同一の親会社を持つ会社	アバディーン投資顧問株式会社	東京都・港区	225,000千円	資産 運用業 (注3)	無し	金銭の貸付	資金の貸付の返済	20,054	-	-
						固定資産等の買取	固定資産等の買取	42,193	-	-
						役員の兼任 (平成22年5月15日付 けで退任)	-	-	-	-

- (注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記各社との取引については、市場価格を参考に決定しております。
3. アバディーン投資顧問株式会社は、平成23年1月7日付けで清算が終了致しました。

当期（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）

（１）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アバディーン・アセット・マネジメント PLC	英国スコットランド・アバディーン	114,464千 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 100.0	新株の発行	増資	390,000	-	-

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146,975千 シンガポール ドル	資産 運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	120,000	未収投資助言報酬	30,000
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	67,180	未払費用	9,990
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	15,757	未払委託調査費	11,675
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	36,000	未収入金	9,000
						極度借入枠の設定	運転資金の借入	133,350	—	—
親会社 の子会 社	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	19,879千 英国ポンド	資産 運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	185,872	未払委託調査費	97,509
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	78,000	未収入金	19,500

- （注） １．取引金額に消費税等は含まれておりません。
 ２．取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（３）親会社に関する注記

親会社情報

アバディーン・アセット・マネジメントPLC（ロンドン証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

区分	第18期 （自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）	第19期 （自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）
１株当たり純資産額	1,246円26銭	1,950円86銭
１株当たり当期純損失	471円40銭	561円37銭

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注）１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 （自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）	第19期 （自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）
当期純損失（千円）	145,220	172,939
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
（うち利益処分による役員賞与金）	—	—
普通株式に係る当期純損失（千円）	145,220	172,939
期中平均株式数（株）	308,062.00	308,062.16

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

II 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度中間会計期間（自平成23年10月1日至平成24年3月31日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (平成24年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金		618,607
未収委託者報酬		125,131
未収投資助言報酬		30,900
未収入金		39,327
その他		7,427
流動資産計		821,394
固定資産		
有形固定資産	*1	
器具備品		25,286
建物附属設備		10,965
有形固定資産合計		36,251
無形固定資産		281
投資その他の資産		
長期差入保証金		48,075
その他投資等		952
貸倒引当金（投資等）		△752
投資その他の資産合計		48,275
固定資産計		84,808
資産合計		906,203
負債の部		
流動負債		
預り金		7,717
未払金		223,208
未払費用		42,651
未払法人税等		6,181
未払消費税等	*2	7,115
賞与引当金		96,534
流動負債計		383,408
固定負債		
退職給付引当金		51,852
役員退職慰労引当金		3,326
固定負債計		55,178
負債合計		438,587
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,480,400
資本剰余金		
資本準備金		1,847,936
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△3,860,720
株主資本合計		467,615
純資産合計		467,615
負債・純資産合計		906,203

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)		
営業収益		
委託者報酬		624,729
投資助言報酬		61,800
運用受託報酬		8,065
その他営業収益		60,810
営業収益計		755,405
営業費用		422,524
一般管理費	*3	458,971
営業損失		126,090
営業外収益	*1	56
営業外費用	*2	6,731
経常損失		132,765
税引前中間純損失		132,765
法人税、住民税及び事業税		605
中間純損失		133,370

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,480,400
当中間期末残高	2,480,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,847,936
当中間期末残高	1,847,936
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△3,727,349
当中間期変動額	
中間純損失	△133,370
当中間期変動額合計	△133,370
当中間期末残高	△3,860,720
株主資本合計	
当期首残高	600,986
当中間期変動額	
中間純損失	△133,370
当中間期変動額合計	△133,370
当中間期末残高	467,615
純資産合計	
当期首残高	600,986
当中間期変動額	
中間純損失	△133,370
当中間期変動額合計	△133,370
当中間期末残高	467,615

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)				
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>建物附属設備</td><td>14年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	器具備品	5年	建物附属設備	14年
器具備品	5年				
建物附属設備	14年				
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度から一括して費用処理することとしております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。				
3. 外貨建の資産及び負債の邦貨通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				

	当中間会計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
4. 消費税等の処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

追加情報

	当中間会計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成24年3月31日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計	
建物附属設備	2,409千円
器具備品	22,776千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	
※1 営業外収益の主要項目	
受取利息	48千円
その他営業外収益	8千円
※2 営業外費用の主要項目	
為替差損	6,461千円
その他営業外費用	270千円
※3 減価償却実施額	
有形固定資産	5,329千円
無形固定資産	62千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成23年10月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	308,063	-	-	308,063

2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

（リース取引関係）

該当事項ありません。

（資産除去債務）

重要性がないため、記載を省略しております。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間（自平成23年10月1日 至平成24年3月31日）

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表	時価	差額
(1)預金	618,607	618,607	—
(2)未収委託者報酬	125,131	125,131	—
(3)未収入金	39,327	39,327	—
(4)未収投資助言報酬	30,900	30,900	—
資産計	813,967	813,967	—
(1)未払金	223,208	223,208	—
負債計	223,208	223,208	—

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	48,075

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	618,607	—
未収委託者報酬	125,131	—
未収入金	39,327	—
未収投資助言報酬	30,900	—
金銭債権合計	813,967	—

(有価証券関係)

該当事項ありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項ありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自平成23年10月1日 至平成24年3月31日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自平成23年10月1日 至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への 売上高	624,729	61,800	8,065	60,810	755,405

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：千円)

日本	シンガポール	英国	合計
633,605	79,800	42,000	755,405

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(持分法損益関係)

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,517円 92銭
1株当たり中間純損失	432円 93銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、新株予約権付債等の潜在株式がないため、また、1株当たり中間純損失金額のため、記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 (平成24年3月31日現在)
純資産の部の合計額（千円）	467,615
普通株式に係る純資産額（千円）	467,615
普通株式の発行済株式数（株）	308,063
普通株式の自己株式数（株）	-
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（株）	308,063

3. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
中間純損失（千円）	133,370
普通株式に係る中間純損失（千円）	133,370
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
期中平均株式数（株）	308,063

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

a. 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

（平成24年9月末日現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	

(2) 販売会社

（平成24年9月末日現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

有価証券報告書

平成24年6月8日

有価証券届出書

同上

独立監査人の監査報告書

平成22年12月20日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野島 浩一郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年12月7日開催の取締役会において、証券投資信託「日興・クレディ・スイス インシュアランス・アルファ・ファンド 2008-09」の受益権126,100,000口を日興コーディアル証券株式会社から121,699,110円にて譲り受ける決議を行い、平成22年12月9日付で取得している。また、会社は平成22年12月7日開催の取締役会において、上記証券投資信託受益権の換金代金入金までの間の運転資金を確保する目的及び将来の緊急借入を必要とした場合に備える目的で、借入枠設定に係る決議を行い、平成22年12月10日に契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月7日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアバディーン日本成長株ファンドの平成24年3月22日から平成24年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン日本成長株ファンドの平成24年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アバディーン投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年12月15日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野島 浩一郎 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年5月29日

アバディーン投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩一郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアバディーン投信投資顧問株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アバディーン投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上